

法令遵守（コンプライアンス）に関する留意事項

【基本姿勢】

本規程は、「株式会社 YR55 障がい者サポート事務局」及び「株式会社 YR55 高齢者サポート事務局」における業務を行う上で、特に注意を要する事項についてまとめたものです。したがってあらゆる事象を網羅するものではなく、あくまでも基本的な方向性を示したものにすぎません。

ここに触れられていない問題や、自分ひとりでは解決の難しい複雑な問題については、直属の上司・施設長などに相談するように心がけて下さい。

法令遵守（コンプライアンス）をおざなりにすることが、いずれは法人の信用を損ね、時にはその生命を絶つ禍根となることは近年の情勢を見れば容易に知れることでしょう。大切なことは、私たちが日常の業務などに疑問を感じたら、それを声に出すということであり、また組織がひとりひとりの声を拾い上げやすい環境になっていることなのです。

したがって職員も『自分には関係ないから』とか『誰かが解決してくれるだろう』というような無責任な態度であることは、法人の立場を危うくすることはあっても良くすることはありません。

働き甲斐のある職場、誇りを持って働ける職場をつくるためにも、勇気を持って法令遵守（コンプライアンス）の実践に努めて行こうではありませんか。

ここで言う法令遵守（コンプライアンス）とは、職責や職場における人間関係、利害関係からいったん離れて、公平な第三者の立場から自分たちの取っている行動を質すことに他なりません。

したがって、法令遵守（コンプライアンス）のために立ち上がった職員の相談や報告に対しては、十分なプライバシーの保護措置がとられることが大原則です。

また、その活動に対して制約などの行為が行われるようであれば、法人は事実関係を調査した上で直ちにそれを正してゆかなければなりません。

問題があれば、勇気を持って声を出すように心がけて下さい。そうすることこそ私たちが地域からより信頼を受け、働きやすい職場になる最良の方策だからです。

令和 2 年 11 月 1 日

株式会社 YR55 障がい者サポート事務局 代表取締役 清水勇太

【基本原則】

- 1) 私たちは法人の担う社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行います。
- 2) 私たちは法令の文言はもちろん、その精神までを遵守してゆきます。
- 3) 私たちは自己責任原則を基本として、公正公平な事業運営を展開します。
- 4) 私たちはご利用者の安全と安心を守るとともに、自立支援とご利用者本位の精神を尊重し、誠実な事業運営を展開します。
- 5) 私たちは、ご利用者はもちろんのこと、その他すべての関係者の人格を尊重し、地域福祉の健全な発展に貢献します。
- 6) 私たちは法人が自己の利益だけを追求する存在でないことを認識します。
- 7) 私たちは利益と倫理が相反する場合は迷わず倫理を選択します。
- 8) 私たちは反社会的勢力については断固とした態度で臨みます。
- 9) 私たちは地域社会に貢献し、地域の未来により豊かで公正な社会を残すよう尽力します。
- 10) 私たちは難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造して行きます。

【法令や法令遵守（コンプライアンス）に関する規程に違反した場合】

1. (違反時の罰則)

違反行為に対しては就業規則に基づいて懲戒解雇を含む措置をとる場合があります。

2. (就業時等の誓約書) 職員から就業開始時を含む雇用期間中に、法令ならびに職場内の規約を遵守する旨の誓約書の、提出を求める場合があります。